

体験農園「^{みらい}実来生」参加規約

体験農園 実来生（以下「実来生」という。）は、有限会社 援農甲立ファーム（以下「園主」という。）が管理運営する耕作地のなかで、参加者の方々に、レクリエーション感覚で気軽に野菜作りを体験してもらうことができるように開設した農業体験農園です。

このため、実来生への参加者の皆様（以下「参加者」という。）は、その開設の願いが叶い、園主と参加者、さらに参加者同士が楽しく農業を体験することができますよう、園主が定めた本参加規約を遵守してください。

1. 実来生は、園主が管理運営する区画（農地）の貸し借りではなく、園主が使用する農地において農業を体験していただくため区画割りした農園です。参加者はマナーを守り、友好も深めながら、手作りの新鮮な野菜作りを体験してください。
2. 参加者は、園主が定める実来生の作付計画に従って農作業を行ってください。
3. 参加者は、講習会やイベント等にも積極的に参加してください。
4. 参加者は、区画や通路に雑草を繁茂させることなく、美化に努めてください。
5. 参加者は、農作業を終えるときは、後片付けや整地をお願いします。
6. 作物を植える場合は、隣の参加者との境（さかい）から少し離して植えつけてください。
7. 実来生への体験は、当面5年間を目途に、1年毎に更新することができます。
8. 実来生は、永続的に行うことを確約するものではありません。園主の都合により閉園する場合があります。
9. 参加者は、自己の都合により体験を辞退したいときは、1か月以上前に申し出てください。また、途中解約の場合は参加費の精算、返金はできませんので予めご了承ください。
10. 参加者は園主の指示に従い、次の行為は行わないようにしてください。
 - ア 農園周辺の路上での駐車（所定の場所に駐車してください。）
 - イ 農園内でのゴミの散乱、野菜くず等の放置
 - ウ 私物や工作物の設置
 - エ 異臭、病虫害の発生の恐れのある行為
 - オ 自己の判断による農薬の使用
 - カ その他、本趣旨にそぐわない行為
11. 園主の指示によらない農園における事故、トラブルについては責任を負いかねます。また、自己責任で各自ケガのないように心がけてご利用してください。